

# 相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）実施要領

## 1 開講目的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されています。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を実施します。

なお、本研修は神奈川県より「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」として指定を受けた研修です。

## 2 研修事業の名称

相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

## 3 実施場所

名 称：相模原市立障害者支援センター松が丘園 3階研修室

所在地：〒252-0223 相模原市中央区松が丘1-23-1

電 話：042-758-2121



## 4 日程

令和2年12月14日（月）9時30分～18時15分（受付9時10分～）

12月15日（火）9時10分～17時15分（受付9時～）

## 5 研修カリキュラム

別紙1のとおり

## 6 定員

30名（定員を上回る募集があった場合は、選考により受講者を決定します。）

## 7 受講対象者

次の要件をすべて満たす者

- (1) 相模原市内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設での業務に従事している者、もしくは従事する予定のある者で、特に「知的障害」もしくは「精神障害」のある方への支援を行っている者
- (2) 2日間全ての日程を受講できる者

## 8 受講者の申込み

### (1) 申込方法

- ・別紙2「相模原市強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）申込書」に必要事項を記載の上、法人でまとめて郵送して下さい。
- ・受講決定通知用の返信用封筒（長形3号に94円切手を貼付したもの）を同封して下さい。

(2) 申込期限：令和2年11月18日（水）（必着）

(3) 申込先：〒252-0223 相模原市中央区松が丘1-23-1

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団  
地域支援課 森下・佐藤

封筒表面余白に「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）申込書在中」と記載して下さい。

### (4) 注意事項

- ・多数の申込が予想されるため、1法人2名までの申込みとさせていただきます。
- ・申込書の法人内優先順位は必ず記入して下さい。法人内優先順位が未記入の場合や不適切な記載の場合（法人内優先順位1位が複数いる等）については受講を見送りとさせていただきます。

## 9 受講者の決定

(1) 定員を上回った場合は、法人内優先順位を勘案し、申込内容を審査した上で決定します（先着順ではありません）。

(2) 「行動援護従業者養成研修」及び「重度訪問介護従業者養成研修行動援護支援課程」を修了していない方を優先して選考対象とします。

(3) 受講決定の通知は、法人宛に送付します。

## 10 受講料等

(1) 受講料（テキスト代、資料代等）5,000円は受講者負担とします。

なお、受講料を納付後に受講できなくなった場合や欠席された場合、テキスト代（3,300円）以外の金額を返還します。

(2) 受講料は研修初日に、現金にて徴収します。

## 11 使用テキスト

「行動障害のある人の「暮らし」を支える」第3版（強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修・実践研修〕テキスト）のほか、各研修講師が編集した資料を使用します。

なお、テキストは当日配布しますので、各自で用意いただく必要はありません。

## 12 研修終了の認定方法

(1) 公的機関発行の証明書等により受講者の本人確認を行い、全カリキュラムを受講した者に対して修了証明書を交付します。

なお、本人確認方法については、「神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者指定基準」により、研修初日に以下のもので行います。

- ・住民票の写し
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード等
- ・健康保険証
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・年金手帳
- ・生活保護受給証明書
- ・国家資格等を有する者については、免許証又は登録証等

(2) 受講生がやむを得ない理由でカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、他の事業者が指定を受けた同一過程の研修において、受講しなかったカリキュラムの実施日から2か月以内に該当科目を受講することで補講とし、補講修了者に修了証明書を交付します。

なお、補講の受講に当たって受講料等は、他事業者の定めによるものとします。

## 13 個人情報の取扱方法

(1) 提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しません。

(2) 研修修了者名簿は神奈川県に提出します。

## 14 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

本研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた神奈川県の基本方針に鑑み、以下のとおり実施します。

(1) 受付にて検温を実施します。体温が著しく高い方や、体調不良の方は受講をお断りすることがあります。

(2) 感染症拡大防止のため、研修当日は、マスクの着用、受付時の手指消毒、対人距離の確保等を徹底してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては延期・中止する場合があります。

## 15 その他

- ( 1 ) 遅刻および早退は欠席とみなします。この場合は修了証書を交付できません。また、著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意された場合も同様とします。
- ( 2 ) 受講にあたり、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載して下さい。
- ( 3 ) 会場には、公共交通機関を利用してお越し下さい。
- ( 4 ) 休講等各種お知らせに関しては、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ (URL : <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)」に掲載します。

## 16 担当部署

社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 地域支援課

〒252 - 0223 相模原市中央区松が丘1 - 23 - 1

電話番号 : 042 - 758 - 2121

F A X : 042 - 758 - 7070

ホームページURL : <http://www.sagamihara-shafuku.or.jp>